

岡山県司法書士会

法人会員に関する情報公開

目次

○石原一成司法書士法人	2
○司法書士法人藤井事務所	3
○司法書士法人備中サポートセンター	5
○司法書士法人永田事務所	6
○ふたば司法書士法人	7
○司法書士法人楷の木合同事務所	9
○西はりま司法書士法人	10
○司法書士法人ピュアライフ	11
○司法書士法人杉山事務所	13
○司法書士法人イーリス総合法務事務所	15
○司法書士法人ライフサポート	16
○司法書士法人山本事務所	17
○司法書士法人みどり法務事務所	19
○司法書士法人藤原事務所	20
○司法書士法人 A. I. グローバル	21
○司法書士法人 N C P	23
○島本総合司法書士法人	25
○司法書士法人コスモ	27

(平成30年12月28日現在)

○石原一成司法書士法人

名 称	石原一成司法書士法人
設立年月日	平成17年11月30日
主たる事務所	岡山市北区大供本町713番地6
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額をこえない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行 手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。" 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。" 9. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	池上陽（特定社員） 松田修（特定社員） 石原一成

○司法書士法人藤井事務所

名 称	司法書士法人藤井事務所
設立年月日	平成18年4月25日
主たる事務所	岡山県倉敷市東町8番21号
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること 5. 前各号の相談に応ずること 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額をこえない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務
社員司法書士	藤井芳樹（特定社員）
従たる事務所	岡山県倉敷市児島下の町十丁目1番45号

従たる事務所の業務範囲	主たる事務所と同じ
社員司法書士	藤井耕治（特定社員）

○司法書士法人備中サポートセンター

名 称	司法書士法人備中サポートセンター
設立年月日	平成18年7月7日
主たる事務所	岡山県倉敷市西阿知町西原808番地2
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の事務について相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続、民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること。 7. 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であって紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 9. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	中桐達雄（特定社員）

従たる事務所	岡山県笠岡市笠岡2481番地15
従たる事務所の業務範囲	主たる事務所と同じ
社員司法書士	中田智明（特定社員）

○司法書士法人永田事務所

名 称	司法書士法人永田事務所
設立年月日	平成18年9月1日
主たる事務所	岡山県倉敷市白楽町249番地5倉敷商工会館4階
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額をこえない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 11. 司法書士又は司法書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	岡本彰（特定社員） 石原祥吾（特定社員） 花田将（特定社員） 土居真 永田妙子 花田哲彰（特定社員） 堀川雄史
使用人司法書士	金光淳 服部静佳

○ふたば司法書士法人

名 称	ふたば司法書士法人
設立年月日	平成19年7月3日
主たる事務所	岡山市北区奥田一丁目6番16号
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の事務について相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続、民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること。 7. 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であって紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	磯崎淳子（特定社員） 津尾知宏（特定社員）

従たる事務所	岡山市東区上道北方 6 6 7 番地 1
従たる事務所 の業務範囲	主たる事務所と同じ
社員司法書士	石原章江（特定社員）

○司法書士法人楷の木合同事務所

名 称	司法書士法人楷の木合同事務所
設立年月日	平成19年9月20日
主たる事務所	岡山県備前市東片上33番地8
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の事務について相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続、民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること。 7. 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であって紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。 9. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	大賀宗夫（特定社員） 岸本泰子（特定社員）

○西はりま司法書士法人

名 称	西はりま司法書士法人
設立年月日	平成16年3月1日
主たる事務所	兵庫県たつの市龍野町富永492番地の8

従たる事務所	岡山県美作市古町1654番地
従たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応じること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額をこえない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。 9. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	松本和夫（特定社員）

○司法書士法人ピュアライフ

名 称	司法書士法人ピュアライフ
設立年月日	平成20年4月1日
主たる事務所	岡山県倉敷市幸町7番23号
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額をこえない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取り消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行、その他の教育及び普及の業務。 11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	高橋夏（特定社員）

従たる事務所	浅口市金光町佐方1673番地
従たる事務所の 業務範囲	主たる事務所と同じ
社員司法書士	友田淑子（特定社員）

○司法書士法人杉山事務所

名 称	司法書士法人杉山事務所
設立年月日	平成21年5月26日
主たる事務所	大阪市中央区難波二丁目3番7号

従たる事務所	岡山市北区中山下一丁目8番45号
従たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること 2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること 4. 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること 5. 前各号の相談に応ずること 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（一部の上訴の提起、再審、一部の強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続、民事執行法に定められた少額訴訟債権執行の手続について代理すること 7. 前号について、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること 8. 筆界特定の手続であって対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の2分の1に相当する額に筆界特定によって通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 10. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見

	<p>人、保佐人、補助人、監督委員その他これに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>1 1. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>1 2. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>
社員司法書士	土屋良文（特定社員）
使用人司法書士	岡田和樹 小山智子 皆越康弘

○司法書士法人イーリス総合法務事務所

名 称	司法書士法人イーリス総合法務事務所
設立年月日	平成26年4月2日
主たる事務所	岡山市北区伊福町二丁目30番9号
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること 5. 前各号の相談に応ずること 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務（任意後見契約による業務にあつては、当法人の設立日以降の任意後見契約によるものに限る。）又はこれらの業務を行う者を監督する業務 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務 11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務
社員司法書士	山本由香（特定社員） 上赤晃典（特定社員） 河近克明
使用人司法書士	赤木俊介 荒川幸一郎 岡本典子

○司法書士法人ライフサポート

名 称	司法書士法人ライフサポート
設立年月日	平成27年4月1日
主たる事務所	岡山市中区円山151番地1
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	原英信（特定社員） 高野佑介（特定社員）

○司法書士法人山本事務所

名 称	司法書士法人山本事務所
設立年月日	平成27年6月1日
主たる事務所	岡山市北区大元上町1番23号
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること 2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類又は電磁的記録を作成すること 5. 前各号の事務について相談に応ずること 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（ただし、自らが代理人となり関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く）、再審、強制執行手続（ただし、少額訴訟債権執行の手続を除く）を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること 7. 前号について相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること 8. 筆界特定の手続（筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続）において法務局若しくは地方法務局に提出し、若しくは提供する書類又は電磁的記録を作成すること 9. 筆界特定の手続であって、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の2分の1に相当する額に、筆界特定によって通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が、裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること 10. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務

	<p>1 1. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務（任意後見契約による業務にあつては、当法人の設立日以降の任意後見契約によるものに限る。）又はこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>1 2. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>1 3. 司法書士又は司法書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務</p> <p style="text-align: right;">（※ 特定社員が常駐していない。）</p>
社員司法書士	山本通憲 豊川諒

○司法書士法人みどり法務事務所

名 称	司法書士法人みどり法務事務所
設立年月日	平成25年5月28日
主たる事務所	高知市北本町二丁目1番12号

従たる事務所	岡山市北区本町3番13号
従たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続きについて代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額をこえない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続きを除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行うものを代理し、若しくは補助する業務。 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取り消しを行う業務又はこれらの業務を行うものを監督する業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 11. 司法書士又は司法書士法人の事務に付帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	立山慶之（特定社員）

○司法書士法人藤原事務所

名 称	司法書士法人藤原事務所
設立年月日	平成16年1月5日
主たる事務所	岡山県津山市上河原228番地6
主たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額をこえない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行うものを代理し、若しくは補助する業務。 9. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	藤原信義（特定社員） 藤原麻子

○司法書士法人A. I. グローバル

名 称	司法書士法人A. I. グローバル
設立年月日	平成15年4月7日
主たる事務所	東京都千代田区神田小川町一丁目3番地1 N B F 小川町ビルディング4階

従たる事務所	岡山市北区幸町8番29号三井生命岡山ビル12階
従たる事務所の業務範囲	<p>(1) 登記又は供託に関する手続について代理すること。</p> <p>(2) 法務局又は地方法務局に提出し、又は提出する書類又は電子的記録を作成すること。(ただし、4号に掲げる事務を除く)</p> <p>(3) 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。</p> <p>(4) 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続きにおいて法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提出する書類若しくは電磁的記録を作成すること。</p> <p>(5) 前各号の事務について相談に応ずること。</p> <p>(6) 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続(上訴の提起(自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く)、再審及び強制執行手続を除く)、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること。</p> <p>(7) 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。</p> <p>(8) 筆界特定の手続きであって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。</p> <p>(9) 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。</p> <p>(10) 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就</p>

	<p>き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務。</p> <p>(11) 司法書士又は司法書士法人の業務に関する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。</p> <p>(12) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務。</p> <p>(13) 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。</p> <p style="text-align: right;">(※ 特定社員が常駐していない。)</p>
社員司法書士	白石勇仁

○司法書士法人NCP

名 称	司法書士法人NCP
設立年月日	平成22年2月19日
主たる事務所	東京都新宿区三栄町23番地1ライラック三栄B1階

従たる事務所	岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル4階450号
従たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること 2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、4号に掲げる事務を除く） 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること 4. 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること 5. 前各号の事務について相談に応ずること 6. 簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く）、再審及び強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること 8. 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行うものを代理し、若しくは補助する業務 10. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う

	<p>業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務</p> <p>1 1. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務</p> <p>1 2. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 3 3 条の 2 第 1 項に規定する特定業務</p> <p>1 3. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務</p>
社員司法書士	松下晶人（特定社員）

○島本総合司法書士法人

名 称	島本総合司法書士法人
設立年月日	平成18年4月3日
主たる事務所	広島市中区上八丁堀4番1号

従たる事務所	岡山市北区厚生町三丁目1番15号
従たる事務所の業務範囲	<p>1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。</p> <p>2. 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。</p> <p>3. 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。</p> <p>4. 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成16年法律第123号）第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第8号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。</p> <p>5. 前各号の事務について相談に応ずること。</p> <p>6. 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。</p> <p>イ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であって、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ロ 民事訴訟法第275条の規定による和解の手続又は同法第7編の規定による支払督促の手続であって、請求の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p>

	<p>ハ 民事訴訟法第2編第4章第7節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第91号）の規定による手続であって、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ニ 民事調停法（昭和26年法律第222号）の規定による手続であって、調停を求める事項の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>ホ 民事執行法（昭和54年法律第4号）第2章第2節第4款第2目の規定による少額訴訟債権執行の手続であって、請求の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないもの</p> <p>7. 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であって紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。</p> <p>8. 筆界特定の手続であって対象土地（不動産登記法第123条第3号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の2分の1に相当する額に筆界特定によって通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。</p> <p>9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。</p> <p>10. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監査委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務。</p> <p>11. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。</p> <p>12. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。</p>
社員司法書士	井上宜枝（特定社員）

○司法書士法人コスモ

名 称	司法書士法人コスモ
設立年月日	平成23年4月21日
主たる事務所	大阪市北区梅田一丁目11番4号

従たる事務所	岡山市北区野田三丁目1番1号東光野田ビル3階
従たる事務所の業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記又は供託に関する手続について代理すること。 2. 法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。 3. 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。 4. 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。 5. 前各号の相談に応ずること。 6. 簡易裁判所における、裁判所法第33条第1項第1号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。 7. 前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。 8. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務。 9. 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務。 10. 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務。 11. 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務。
社員司法書士	牧沙織里（特定社員） 國方大輔（特定社員）
使用人司法書士	岸本靖司

